

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 3 (4) 労働協約の効力と有効期間について

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

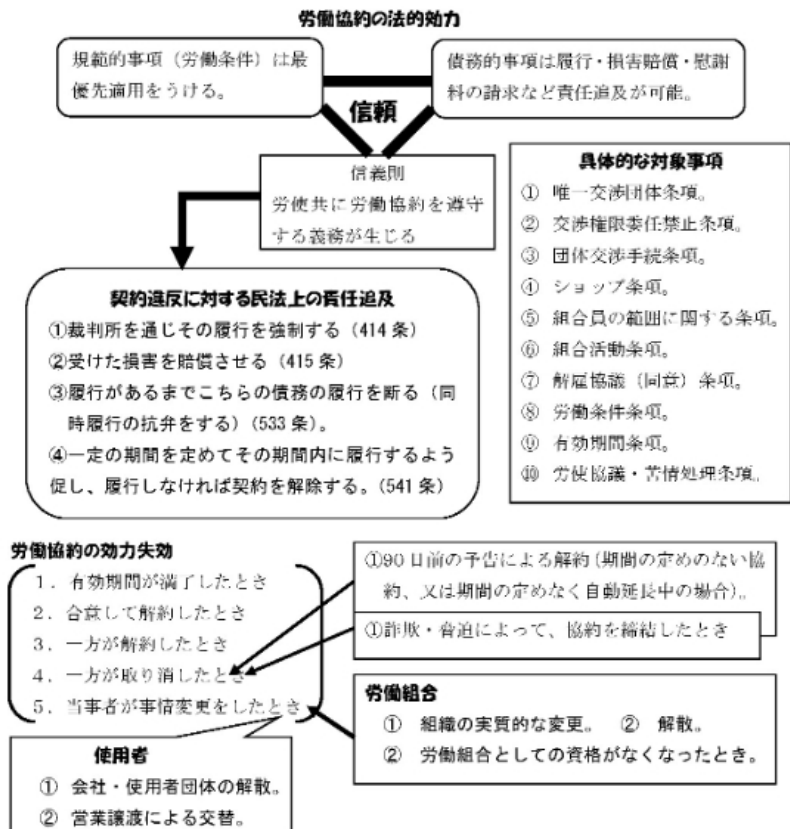
外交・防衛問題

資本論

職場と労働法 3 (4) 労働協約の効力と有効期間について

(クリックするとPDFファイルが開きます)

労働協約の効力と協約の有効期間について



労働協約の本来の目的は、労働条件の確保向上、労使関係の安定・平和的構築にあります。したがって、その効力は第一に協約締結の労働条件（規範的事項）は、他の労働契約（就業規則等）に優先して適用されまから、労働協約に反する労働契約は無効となります。同時に労働協約に定めのない事項も労働協約が定めるところにより決す。

そして、規範的事項以外の債務的事項（組合活動や争議行為など）は、締結当事者に債権債務の関係が生じますので、締結事項の履行を求めることができ、履行しないときはその責任を追及することができます。

尚、規範的事項はその適用を受ける労働者、締結当事者である労働組合双方共にその実行を求め、請求することができます。又、労働協約の有効期間は二年と定められています。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

📄 サイトマップ

📄 このサイトについて

📄 個人情報保護の取組みについて

📄 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library

JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト
【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.